

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 6 6 号	丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について
健やか育成課	<p>【趣旨】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、丹波少年自然の家事務組合の規約を変更することについて、構成団体と協議するに当たり、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるもの。</p> <p>【改正内容】 第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。 （解散した場合の事務の承継及び決算審査） 第 1 5 条 組合が解散した場合においては、丹波市がその事務を承継する。 2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、丹波市の監査委員が審査を行い、その意見を付けて丹波市の議会の認定に付すものとする。</p> <p>【施行日】 兵庫県知事の許可の日</p>